

SIDfm VM サブスクリプション契約約款
新旧対照表

新	旧	備考
<p>第10条（禁止行為）</p> <p>1. サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、<u>次</u>の各号に掲げる行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 法令又は本<u>約款</u>に違反する行為</p> <p>(略)</p>	<p>第10条（禁止行為）</p> <p>1. サービス契約者は、本サービスの利用にあたり、<u>以下</u>の各号に掲げる行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 法令又は本<u>規約</u>に違反する行為</p> <p>(略)</p>	(変更)
<p>第13条（ライセンス利用料）</p> <p>1. サービス契約者は、当社に対し、本サービスのライセンス利用料を、申込書に記載された内容に従い支払うものとします。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、経済情勢の変動、公租公課の増減、本サービスの仕様変更その他の事情により、本サービスのライセンス利用料を改定する必要があると判断した場合、第29条（本約款の変更）に定める手続きに従い、ライセンス利用料を改定することができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前項に基づきライセンス利用料の改定が行われた場合、改定後のライセンス利用料が申込書の記載に優先して適用されるものとし、サービス契約者はこれを承諾するものとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第13条（ライセンス利用料）</p> <p>サービス契約者は、当社に対し、本サービスのライセンス利用料を、申込書に記載された内容に従い支払うものとします。</p> <p>(略)</p>	(追加) (追加)
<p>第24条（契約期間）</p> <p>本サービスの利用契約の契約期間は、<u>当社がサービス契約者に対し、電子メールその他の方法により通知する案内等の内容による</u>ものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>第24条（契約期間）</p> <p>本サービスの利用契約の契約期間は、<u>申込書に定める</u>ものとします。</p> <p>(略)</p>	(変更)
<p>第26条（解除）</p> <p>1. 当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、直ちに本サービスの利用契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本<u>約款</u>のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該相当期間内に違反状態が是正されない場合</p> <p>(略)</p>	<p>第26条（解除）</p> <p>1. 当社は、サービス契約者が次の各号のいずれかに該当し又は該当すると当社が判断した場合は、直ちに本サービスの利用契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本<u>規約</u>のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該相当期間内に違反状態が是正されない場合</p> <p>(略)</p>	(変更)